

## 令和7年度事業計画書

### 1 はじめに

函館聖パウロ会は、社会福祉法による「公益性」、「非営利性・公共性」、「持続性・安定性」を兼ね備えた社会福祉法人として、「神と人々に対する愛の実践を目標とするキリスト教の精神に基づき設置され、様々な理由により家庭で養育できない乳幼児を、家庭に代わって見守り養育する」との設立理念を踏まえ、「法人の目的」である「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。」としている。

事業では、第1種社会福祉事業 乳児院（さゆり園）、第2種社会福祉事業 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）を継続実施する。

### 2 基本方針

(1) 平成27年度末に、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が示した下記の社会的養護における乳児院の役割

- ① 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能
- ② 被虐待児・病児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能
- ③ 早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能
- ④ 乳幼児の一時保護機能
- ⑤ 子育て支援機能（育児相談、ショートステイ等）

以上、これらの5つの機能が発揮されるよう取り組む。

また、道が進めている里親支援センターについては、道との連携を図りながら、開設の有無を判断していく。

(2) 法人・施設組織の機能強化

- ① 法人に、業務執行理事、事務局長（施設長）をおき、本部機能の強化及び法人・施設の一体的な運営を図る。
- ② 施設においては、全職員が法人の理念を共有し、乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能を発揮する。
- ③ 法人・施設の財務、事務等についてのスキルアップを図る。

これにより、業務の推進体制を確立し、職務権限を明確化するとともに、すべての役職員がサービスの徹底を意識し、過失事故や不適切なサービスが提供されないよう業務の推進を図る。

(3) 法人・施設運営の効率化

過去3年の入所状況では、令和4年は定員（20名）、令和5年は定員（20名）、令和6年は定員（暫定19名）であったが、今年度は暫定定員（18名）になる予定であるため、法人・施設の運営に当たっては、費用の効率・効果的な運用を図る。

### 3 重点目標

- (1) 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達が図られるよう支援する。  
乳幼児の個別ニーズに応じた支援を効率的に提供できるよう、児童相談所とも連携して個別支援計画を作成するとともに、適宜見直しを行っていく。
- (2) 子どもの権利を擁護するため、第三者評価を踏まえ適切な施設運営に努めるほか、苦情解決の取り組みを引き続き行う。
- (3) 早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援を行う。  
家庭支援相談員による保護者支援を行うほか、児童相談所及び里親会（かもめ会）とも連携しながら里親への支援を実施する。
- (4) 子育て支援事業を継続し、取り組みを促進する。  
地域貢献事業として、子育てひろばを引き続き実施し、子育て支援の取り組みを促進する。
- (5) 道の「未委託里親等トレーニング事業」（国庫補助事業）を継続し、里親が子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応できるトレーニングを実施し、里親の養育技術の向上に努める。

#### <事業内容>

- ① 事例検討・ロールプレイ
  - ② 外部講師による講義の実施
  - ③ さゆり園及び既に子どもが委託されている里親宅等における実習
- (6) 職員の資質及び専門性の向上を目指す。  
乳幼児の健やかな発達を支援するため、職員の「支援・援助者」としての意識や自らの職業倫理の確立と専門性の向上に向けて、面談等を通じての自己目標の設定や評価により、絶えず自己点検・相互点検に努めるとともに、施設内外の研修を積極的に開催・参加するなど、職員の資質及び専門性の向上を図る。
    - ① 自己目標の設定と自己評価を行い、施設長との面談を通じて、個々のモチベーションや能力を高めるとともに具体的な業務の改善提案が行える環境整備を図る。  
(年2回実施)
    - ② 乳児院協議会や社会福祉協議会等が開催する各種研修会に積極的に参加させるほか、施設内においても外部講師による研修を行い、研修を通し全職員が知識や技能を身につけ、適切な判断・対応ができるよう研修を行う。
    - ③ 発達障害者支援センターあおいそらと連携し、乳幼児の発達段階での関わりについて、助言を定期的に受け、より専門的な知識、技術を習得できる機会を設ける。
  - (7) リスクマネジメント（防災、感染症対策など）
    - ① 避難訓練を毎月1回実施する。また、不審者対策を年1回実施する。
    - ② AED講習を実施し、緊急時の対応が可能になるよう備える。
    - ③ 感染症対策として、マニュアルに基づき徹底を図るとともに、実態にそぐわない事柄について見直しと更新を図る。
    - ④ 外部講師による「虐待防止研修」「CARE ワークショップ研修」を引き続き実施し、

職員の虐待防止に対する意識を高めるとともに、より良い乳幼児支援に努める。

- ⑤ ヒヤリハット・事故については、職員会議において改善策等の検討を行うなど、二次的危機発生の子防に努める。

(8) 関係機関との連携

- ① さゆり園の入所、一時保護を要する乳幼児の状況を把握することに加え、要保護児童の積極的受け入れを図るため、函館児童相談所や室蘭児童相談所、近隣市町の乳幼児行政主管課との連携を強化する。
- ② さらに、幼児の予後やさゆり園の支援内容の検証や評価を得るため、児童養護施設とも緊密な連携を図る。

(9) ボランティア、実習生等の受け入れ

新型コロナウイルスなどの感染状況を踏まえながらボランティア等の受け入れをおこなうほか、乳児院の担い手育成のため、積極的に実習生を受け入れる。

(10) 適切な苦情受け付け及び処理について

サービスへの率直な要望や苦情解決が円滑・円満に図られるよう客観性を確保し、乳幼児の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、第三者委員を設置し、適切な苦情処理に努める。

(11) 個人情報の保護

個人情報については、適正かつ慎重に取り扱い、プライバシーを保護し、乳幼児とその保護者の権利擁護と生活の向上に引き続き努める。

4 諸会議及び事業（行事）の開催

(1) 法人運営に関する会議の開催

- ① 定例評議員会（年1回） 6月
- ② 臨時評議員会（必要時）
- ③ 定例理事会（年3回）  
6月 12月 3月
- ④ 臨時理事会（必要時）
- ⑤ 評議員選任・解任委員会（必要時）

(2) 施設運営に関する会議の開催

- ① 朝のミーティング 毎朝
- ② 職員会議 毎月1回（10日前後）
- ③ クラス毎のミーティング 毎月1回（職員会議後）
- ④ 運営会議 毎月1回

(3) 施設の4大行事

5月 こどもの日 9月 秋の遠足 12月 クリスマス  
3月 ひな祭り

(4) 関係機関との連絡会議の開催

函館児童相談所及び室蘭児童相談所との連絡協議会 毎年各1回

## 令和6年度月別行事予定

月	年間行事計画
4月	
5月	こどもの日・いちご狩り
6月	
7月	七夕
8月	夏まつり
9月	十五夜 ・ 外泊行事（仙台市動物園他）
10月	秋の遠足
11月	七五三（記念撮影：3・5歳該当児）
12月	クリスマス
1月	
2月	節分
3月	ひな祭り

○ 誕生会は園児の生まれ日に実施

○ 市内外出随時実施

（函館山ロープウェイ、植物園、交通・函館公園、お買い物（生協・丸井今井・上磯イオン等）、バス・電車に乗車）